

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2022年4月1日改定）

■通常貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 給与金の<u>預入</u></p> <p>この貯金は、<u>預金者が預入するほか、当行所定の方法による申出により、給与の支払をする者が支払う給与金を預入する取扱いをします。</u></p>	<p>3 給与金の<u>受入れ</u></p> <p>この貯金には、給与の支払をする者が支払う給与金を<u>受け入れます。</u></p>
<p>4 振込金等の受入れ</p> <p>(1) この貯金には、為替による振込金（当行所定の振込金に限ります。）<u>並びに自動払出預入及び自動払出給与預入による現金払の払出金</u>を受け入れます。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 振込金等の受入れ</p> <p>(1) この貯金には、為替による振込金（当行所定の振込金に限ります。）を受け入れます。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2022年<u>2月7日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2022年<u>4月1日</u>から実施します。</p>

■振替貯金口座規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>12 貯金の払出し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項①の方法による払出しは、振込規定、現金払規定又は<u>自動払出預入規定</u>により取り扱います。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>12 貯金の払出し</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項①の方法による払出しは、振込規定、現金払規定又は<u>総合振込・給与振込規定</u>により取り扱います。</p> <p>(3)～(4) (同左)</p>
<p>26 届出事項の変更等</p> <p>小切手用紙若しくは印章を失ったとき又は印章、加入者名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>26 届出事項の変更等</p> <p><u>(1)</u> 小切手用紙若しくは印章を失ったとき又は印章、加入者名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。</p> <p><u>(2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知又は送付書類等が延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、2019年4月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定の実施の際、現に、電信払込み（払込専用カードによる電信払込みを除きます。）により払込金を受け入れた場合、電信振替（自動払出し規定による自動払出し及び自動送金規定による自動送金に係る電信振替を除きます。）により振替金を受け入れた場合又は為替による振込金を受け入れた場合に、払込人若しくは電信振替を請求した加入者の住所及び氏名又は振込人氏名、口座受入金額をファクシミリにより通知する取扱いを利用しているときは、2020年3月31日までは、引き続き利用できるものとします。この場合、当行所定の方法により当行所定の料金をいただきます。</u></p> <p><u>なお、この取扱いにおいて、加入者の設置するファクシミリの故障その他の事由により通知ができなかったときは、普通扱いの郵便により通知します。ただし、総合口座に払込金、振替金又は振込金を受け入れた場合に、加入者の設置するファクシミリの故障その他の事由により通知ができなかったときは、通知しません。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2022年<u>1月17日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2022年<u>4月1日</u>から実施します。</p>

■個人情報の利用に関する同意書

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>【株式会社ゆうちょ銀行に対する同意事項】</p> <p>1 銀行における個人情報の利用目的</p>	<p>【株式会社ゆうちょ銀行に対する同意事項】</p> <p>1 銀行における個人情報の利用目的</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p>(1) 私は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「銀行」といいます。）が個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に基づき、私の個人情報を、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>〈業務内容〉 （略）</p> <p>〈利用目的〉 ①～⑨（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>⑩ 市場調査並びにデータ分析、アンケートの実施等による金融商品・サービスの研究及び開発のため</u></p> <p><u>⑪ ダイレクトメールの発送等、金融商品・サービスに関する各種ご提案・ご案内のため</u></p> <p><u>⑫ 提携会社等の商品・サービスに関する各種ご提案のため</u></p> <p><u>⑬ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため</u></p> <p><u>⑭ その他、私とのお取引を適切かつ円滑に履行するため</u></p> <p>(2)（略）</p>	<p>(1) 私は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「銀行」といいます。）が個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に基づき、私の個人情報を、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>〈業務内容〉 （同左）</p> <p>〈利用目的〉 ①～⑨（同左）</p> <p><u>⑩ お客さまのお取引、貯金等のご利用履歴、資産の状況、Webサイトの閲覧履歴等及び市場調査・アンケートの実施によって得られる情報を用いたデータ分析のため（お客さまのご意向、嗜好及び傾向に関するデータ分析を含みます。） ※分析にあたっては、AI その他の技術を用いることがあります</u></p> <p><u>⑪ データ分析の結果（以下「データ分析結果」といいます。）を用いた金融商品・サービスの研究・開発のため</u></p> <p><u>⑫ 銀行の金融商品・サービス（銀行が提携会社とともに提供するものを含みます。）に関する各種ご提案のため ※このとき、お客さまごとのデータ分析結果を用いて、お客さまに適したご提案を行う場合があります</u></p> <p><u>⑬ 提携会社の商品・サービスの各種ご提案のため</u></p> <p><u>⑭ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため</u></p> <p><u>⑮ その他、私とのお取引を適切かつ円滑に履行するため</u></p> <p>(2)（同左）</p>
<p>【ゆうちょローンセンター株式会社に対する同意事項】</p> <p>2 保証会社における個人情報の利用目的</p> <p>私は、保証委託先ゆうちょローンセンター株式会社（以下「保証会社」といいます。）が個人情報保護法に基づき、私の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>①～⑪（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>【ゆうちょローンセンター株式会社に対する同意事項】</p> <p>2 保証会社における個人情報の利用目的</p> <p><u>（1）</u> 私は、保証委託先ゆうちょローンセンター株式会社（以下「保証会社」といいます。）が個人情報保護法に基づき、私の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p> <p>①～⑪（同左）</p> <p><u>（2）</u> 私は、保証会社が、保証会社の契約する調査会社から電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。）の提供を受け、保証会社の保有する私の個人情報と電話接続状況履歴とを紐づけ、私が識別される個人データとして取得すること、及び当該個人データとして取得する情報（以下「電話接続状況履歴に係る情報」といいます。）を前項に定める保証会社の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。</p>
<p>【株式会社ゆうちょ銀行及びゆうちょローンセンター株式会社に対する同意事項】</p> <p>3 情報の相互提供</p> <p>私は、本申込み及び本契約に係る情報を含む私に関する次の情報を次の利用目的の達成に必要な範囲内で銀行及び保証会社が、その相手方に対して、相互に提供・利用することに同意します。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 保証会社より銀行に提供される情報</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理又は取引上の権利保全・行使に必要な情報（第10条に規定する個人信用情報機関から提供を受けた情報を除きます。）</p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>〈提供される目的〉 第1条に定める銀行における個人情報の利用目的</p> <p><u>（2021年5月6日現在）</u></p>	<p>【株式会社ゆうちょ銀行及びゆうちょローンセンター株式会社に対する同意事項】</p> <p>3 情報の相互提供</p> <p>私は、本申込み及び本契約に係る情報を含む私に関する次の情報を次の利用目的の達成に必要な範囲内で銀行及び保証会社が、その相手方に対して、相互に提供・利用することに同意します。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 保証会社より銀行に提供される情報</p> <p>①～③（同左）</p> <p>④ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理又は取引上の権利保全・行使に必要な情報（<u>電話接続状況履歴に係る情報を含みます。また、第10条に規定する個人信用情報機関から提供を受けた情報を除きます。</u>）</p> <p>⑤～⑥（同左）</p> <p>〈提供される目的〉 第1条に定める銀行における個人情報の利用目的</p> <p><u>（2022年4月1日現在）</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2022年4月1日改定）

■キャッシュカード規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 暗証払</p> <p>暗証払を受けようとするときは、当行所定の払戻請求書にカード又は通帳（カードの交付を受けた貯金の通帳に限ります。）（以下「カード等」といいます。）を添えて本支店等に提出し、端末機に届出の暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。）を正確に入力してください。ただし、暗証払における貯金の全部払戻しの取扱いは、カードに限ります。</p>	<p>3 暗証払</p> <p>暗証払を受けようとするときは、当行所定の払戻請求書にカード又は通帳（カードの交付を受けた貯金の通帳に限ります。）（以下「カード等」といいます。）を添えて本支店等に提出し、端末機に届出の暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。）を正確に入力してください。ただし、暗証払における貯金の全部払戻しの取扱いは、カード <u>（第9条第1項に規定する代理人のカードを除きます。）</u>に限ります。</p>
<p>9 代理人のカード</p> <p>(1) 当行が認めるときは、カードの交付を受けた預金者の届出により、当行は代理人のためのカード（一の預金者につき1枚に限ります。）を交付します。この場合、代理人のカードの暗証は、預金者のカードとは別のものとすることができます。</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>9 代理人のカード</p> <p>(1) 当行が認めるときは、カードの交付を受けた預金者の届出により、当行は代理人のためのカード（一の預金者につき1枚に限ります。<u>以下「代理人のカード」といいます。</u>）を交付します。この場合、代理人のカードの暗証は、預金者のカードとは別のものとすることができます。</p> <p>(2)～(4)（同左）</p>
<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 暗証の盗取又は詐取等により、暗証を他人に知られ、不正に利用されるおそれが生じた場合又は他人による不正な取扱いがあったことを認知した場合には、預金者は、速やかに当行所定の方法により当行に通知を行ったうえ、第16条第2項により暗証を変更し、又は当行所定の方法によりカード等の取扱いの停止のための手続をするものとします。ただし、<u>代理人カード</u>の場合は、代理人についても行うことができます。</p>	<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1)～(6)（同左）</p> <p>(7) 暗証の盗取又は詐取等により、暗証を他人に知られ、不正に利用されるおそれが生じた場合又は他人による不正な取扱いがあったことを認知した場合には、預金者は、速やかに当行所定の方法により当行に通知を行ったうえ、第16条第2項により暗証を変更し、又は当行所定の方法によりカード等の取扱いの停止のための手続をするものとします。ただし、<u>代理人のカード</u>の場合は、代理人についても行うことができます。</p>
<p>16 届出事項の変更等</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 暗証を失念した場合は、預金者等は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳<u>及び</u>カードを添えて本支店等に届け出てください。</p> <p>(4)～(5)（略）</p>	<p>16 届出事項の変更等</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 暗証を失念した場合は、預金者等は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳<u>又は</u>カードを添えて本支店等に届け出てください。</p> <p>(4)～(5)（略）</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2022年<u>2月7日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2022年<u>4月1日</u>から実施します。</p>

■暗証取扱規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>5 暗証の変更等</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 暗証を失念した場合は、預金者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳<u>及び</u>カード又は貯金証書を添えて本支店等に届け出てください。</p>	<p>5 暗証の変更等</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 暗証を失念した場合は、預金者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳<u>若しくは</u>カード又は貯金証書を添えて本支店等に届け出てください。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2020</u>年4月1日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2022</u>年4月1日から実施します。</p>

■mijica マイナポイント特約

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>第2条（定義）</p> <p>本特約及び別紙におけるそれぞれの用語の定義は、次のとおりとします。なお、mijica 会員規定において定義された用語は、本特約に別段の定めのない限り、本特約及び別紙においても同様の意味に用いられるものとします。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 事務局</p> <p><u>国（総務省）の監督のもと本事業を運営する一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局をいいます。</u></p>	<p>第2条（定義）</p> <p>本特約及び別紙におけるそれぞれの用語の定義は、次のとおりとします。なお、mijica 会員規定において定義された用語は、本特約に別段の定めのない限り、本特約及び別紙においても同様の意味に用いられるものとします。</p> <p>①～⑤（同左）</p> <p>⑥ 事務局</p> <p><u>国（総務省）が指定する本事業を運営する法人（原則として、2022年3月31日までは一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局、2022年4月1日以降は一般社団法人キャッシュレス推進協議会）をいいます。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年4月1日改定）**

改定前	改定後
⑦～⑫（略）	⑦～⑫（同左）
<p>第10条（不当な取引等における事務局等への届出・通知等）</p> <p>利用者は、不当な取引等を行い、又はそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国又は事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、並びに届け出られた情報が<u>個人を特定しない形で</u>国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行及び不当な取引等の防止のために提供されることに同意します。</p> <p>①～⑤（略）</p>	<p>第10条（不当な取引等における事務局等への届出・通知等）</p> <p>利用者は、不当な取引等を行い、又はそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国又は事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、並びに届け出られた情報が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行及び不当な取引等の防止のために提供されることに同意します。</p> <p>①～⑤（同左）</p>
<p>第14条（情報提供）</p> <p>1（略）</p> <p>2 利用者は、対象決済事業者が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続のために、<u>同条各号</u>に定める事項について提供することに同意します。</p> <p>3～4（略）</p>	<p>第14条（情報提供）</p> <p>1（同左）</p> <p>2 利用者は、対象決済事業者が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続のために、<u>前項②</u>に定める事項について提供することに同意します。<u>また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続のために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先から利用者の個人関連情報（取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。</u></p> <p>3～4（同左）</p>

■**ゆうちょPayマイナポイント特約**

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>2 定義</p> <p>この特約及び別紙におけるそれぞれの用語の定義は、次のとおりとします。なお、ゆうちょPay利用規約において定義された用語は、この特約に別段の定めのない限り、この特約及び別紙においても同様の意味に用いられるものとします。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 事務局</p> <p><u>国（総務省）の監督のもと本事業を運営する一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局をいいます。</u></p> <p>(7)～(12)（略）</p>	<p>2 定義</p> <p>この特約及び別紙におけるそれぞれの用語の定義は、次のとおりとします。なお、ゆうちょPay利用規約において定義された用語は、この特約に別段の定めのない限り、この特約及び別紙においても同様の意味に用いられるものとします。</p> <p>(1)～(5)（同左）</p> <p>(6) 事務局</p> <p><u>国（総務省）が指定する本事業を運営する法人（原則として、2022年3月31日までは一般社団法人環境共創イニシアチブ事務局、2022年4月1日以降は一般社団法人キャッシュレス推進協議会）をいいます。</u></p> <p>(7)～(12)（同左）</p>
<p>3 マイナポイント付与の要件及び方法</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) <u>第1項の付与対象期間は、対象者が本サービスの申込みを行った日と2020年9月1日のいずれか遅い日から、2022年3月末日までの期間をいいます。</u></p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>(6) マイナポイントは、原則として、マイナポイント付与の対象となる対象行為以後、一又は複数の前払又は物品等の購入に係る合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、<u>2022年5月末日</u>までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>(7)（略）</p>	<p>3 マイナポイント付与の要件及び方法</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) <u>第1項の付与対象期間は、対象者が本サービスの申込みを行った日から、2023年2月末日までの期間をいいます。</u></p> <p>(4)～(5)（同左）</p> <p>(6) マイナポイントは、原則として、マイナポイント付与の対象となる対象行為以後、一又は複数の前払又は物品等の購入に係る合計値が付与の対象となる最小単位に達した後、<u>2023年3月21日</u>までの範囲で対象キャッシュレス決済事業者が定める時期に付与されます。</p> <p>(7)（同左）</p>
<p>10 不当な取引等における事務局等への届出・通知等</p> <p>利用者は、不当な取引等を行い、又はそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国又は事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、並びに届け出られた情報が<u>個人を特定しない形で</u>国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行及び不当な取引等の防止のために提供されることに同意します。</p> <p>①～⑤（略）</p>	<p>10 不当な取引等における事務局等への届出・通知等</p> <p>利用者は、不当な取引等を行い、又はそのおそれがあると対象決済事業者が判断した場合、対象決済事業者が国又は事務局に、以下の各号に掲げる事項を届け出ること、並びに届け出られた情報が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して、マイナポイントの付与等本事業の遂行及び不当な取引等の防止のために提供されることに同意します。</p> <p>①～⑤（同左）</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2022年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p>14 情報提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者は、対象決済事業者が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続のために、<u>同条各号</u>に定める事項について提供することに同意します。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>14 情報提供</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 利用者は、対象決済事業者が国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先に対して本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続のために、<u>前項②</u>に定める事項について提供することに同意します。<u>また、利用者は、対象決済事業者が本事業の実施、第10条に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続のために必要な範囲内で、国、事務局、登録決済事業者、登録決済事業者の加盟店及びそれらの委託先から利用者の個人関連情報（取引を特定するためのID等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することに同意するものとします。</u></p> <p>(3)～(4) (同左)</p>
<p>(別紙) ゆうちょPayのマイナポイントの取扱いについて</p> <p>ゆうちょPay利用規約に基づき当行が提供するゆうちょPayにおけるマイナポイントの取扱いについては、次のとおりとします。</p>	<p>(同左)</p>
<p>2 この特約第3条第1項及び第5項に定める申込期間、申込方法並びにマイナポイント付与の方法及び対象行為は、それぞれ次のとおりとします。</p> <p>① 本サービスの申込期間 2020年7月1日から <u>2022年3月末日</u>まで</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>2 この特約第3条第1項及び第5項に定める申込期間、申込方法並びにマイナポイント付与の方法及び対象行為は、それぞれ次のとおりとします。</p> <p>① 本サービスの申込期間 2020年7月1日から <u>2022年5月末日</u>まで</p> <p>②～③ (同左)</p>

以 上